

# 熊本メディアコンテンツ Kommission 協議会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本団体は、熊本メディアコンテンツ Kommission 協議会と称する。

### 第2条 (事務所)

本団体の事務所を、熊本市中央区桜町2丁目21番マーカス桜町2階のフラッグス株式会社内に置く。

### 第3条 (目的)

協議会は、会員が一体となって、メディアコンテンツを活用した地域活性化に資する取組みを実施し、地方創生を推進することを目的とする。

### 第4条 (活動内容)

協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) メディアコンテンツを活用した地域の情報発信・観光振興
- (2) コンテンツ産業と地場産業の連携の促進
- (3) コンテンツ産業の起業や誘致の促進
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第5条 (会計年度)

本団体の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

## 第2章 会員

### 第6条 (会員)

本協議会の会員は、次の構成とする。

- (1) 熊本県内の市町村
- (2) 企業及び各種団体
- (3) 高等教育機関

(4) その他会長が認めるもの

本協議会に賛同する者は、会員の合意によって会員になることができる。

#### 第7条（年会費）

本団体の年会費については当面の間、無料とする。

#### 第8条（負担金）

必要により、関係会員から負担金を受け入れることができる。

#### 第9条（役員等）

本団体役員として会長、副会長、監事を置く。

#### 第10条（顧問等）

本団体には必要により、顧問・相談役等を置くことができる。

### 第4章会議

#### 第11条（総会）

本団体には全会員で構成する総会を置く。

#### 第12条（総会付議事項）

総会に付議する事項は次のとおりとする。

- 1)活動計画および予算決定に関する事項
- 2)活動報告および決算報告に関する事項
- 3)その他資金に関する規則 など運営に関する重要な事項

#### 第13条（総会の議決）

総会は、3名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。

## 第5章事務局

### 第14条（事務局）

本団体には事務局を置き、以下の事項を行う。

- 1)団体の事務会計
- 2)会員への連絡
- 3)団体への加入申込を受付ける
- 4)その他団体の活動に必要な事項

### 第15条（退会）

事務局への退会届けの提出をもって退会とする。

### 第16条（届出）

会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、ただちに事務局に届け出る事とする。

## 第6章附則

### 第17条（発行日）

本会の設立日は平成27年6月16日とし、本規約は同日より発効とする